

関係府省庁のA I関連の 指針・原則・ガイドラインの作成状況

令和2年1月

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）



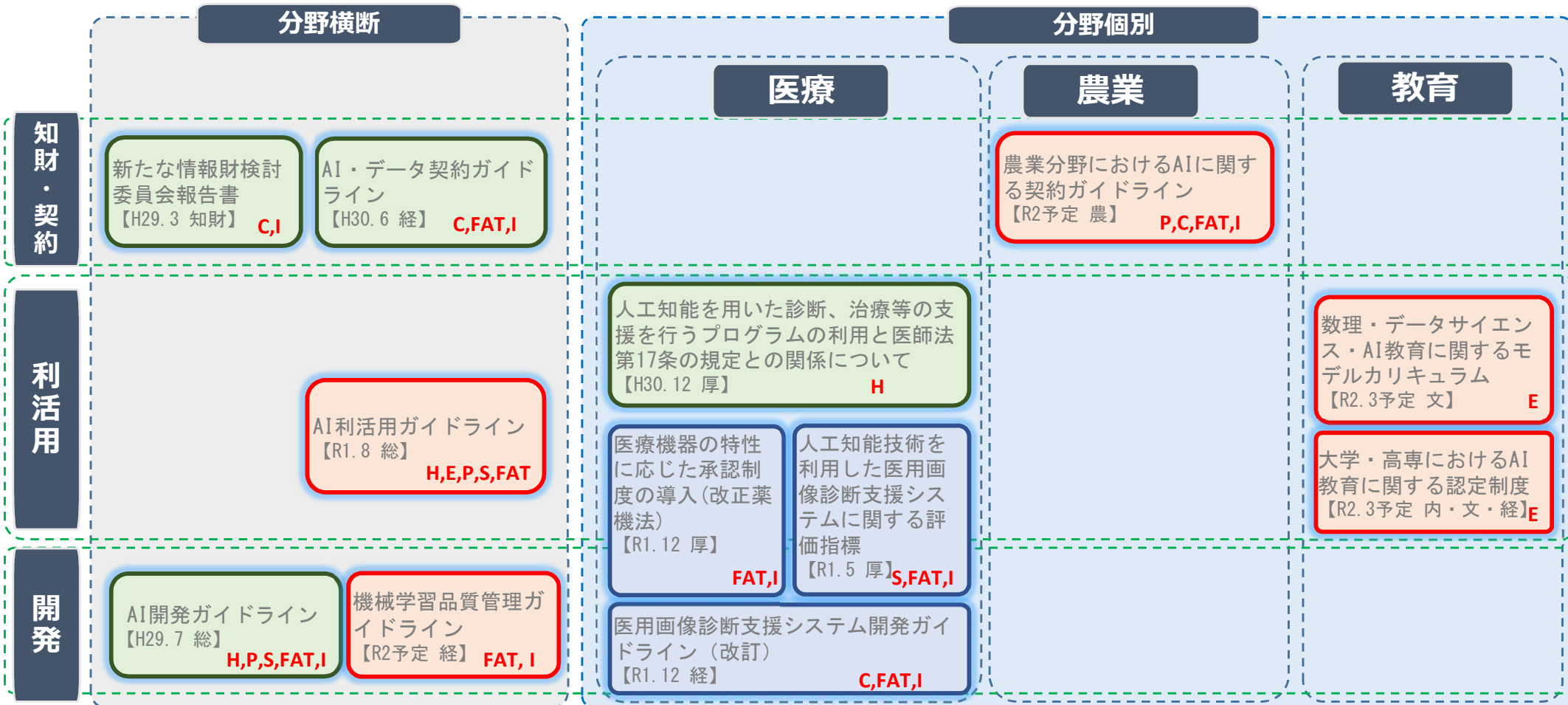
関係府省庁のAI関連の指針・原則・ガイドライン俯瞰

人間中心のAI社会原則（平成31年3月 統合イノベーション戦略推進会議決定）の考え方を踏まえ、関係府省庁にてAI関連の指針・原則・ガイドライン等の策定が進捗。今後も、AIの健全な社会実装に向け、各分野での検討にあたっては、相互に参照を促すなど、引き続き関係府省間の情報共有を促進。

人間中心のAI社会原則

人間中心(H),教育・リテラシー(E),プライバシー確保(P),セキュリティ確保(S),公正競争確保(C),公平性・説明責任・透明性(FAT),イノベーション(I)

関係府省の指針・原則・ガイドライン等



青枠：「人間中心のAI社会原則」と同時期に検討がなされているもので、かつ同原則の考え方と整合がとれているもの
 緑枠：「人間中心のAI社会原則」以前に策定され、同原則の検討の参考にされているもの
 赤枠：策定にあたり、CSTIと調整しているもの

※赤字：人間中心のAI社会原則の関連する項目

今後、新たに検討される指針・原則・ガイドライン等についてもマッピング

(参考) 関係府省庁のAI関連の指針・原則・ガイドライン一覧

策定日	名称（仮称含む）	関係府省	概要・活用目的
H29.3	新たな情報財検討委員会報告書	知財本部	AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方を検討。データ利活用促進に向けた方向性を提示。
H29.7	AI開発ガイドライン	総務省	AIの開発者が研究・開発段階において留意することが期待される事項をまとめ、その解説を記載。
H30.6	AI・データ契約ガイドライン	経産省	データ契約やAIの開発・利用契約を締結するに当たって、契約者・関係者が共通で理解しておくべき基礎概念、一般的に検討すべき論点、契約を締結する際の考慮要素、モデル契約等を、参考として提示。
H30.12	人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について	厚労省	AIを用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負うこととなり、当該診療は医師法（昭和23年法律第201号）第17条の医業として行われるものであることを通知。
R1.5	人工知能技術を利用した医用画像診断支援システムに関する評価指標	厚労省	審査時に用いる技術評価指標等をあらかじめ作成し、公表することにより、製品開発の効率化及び承認審査の迅速化を図る。
R1.8	AI利活用ガイドライン	総務省	人間中心のAI社会原則に基づき、AIの利用者（含AI利用サービス提供者）が利活用段階において留意することが期待される事項を「原則」という形式でまとめ、その解説を記載。
R1.12	医用画像診断支援システム（人工知能技術を利用するものを含む）開発ガイドライン	経産省	医用画像診断支援システムの研究・開発者を対象に、その開発時のポイントをまとめたもの。既存の二つの開発ガイドラインを一つにまとめ、AI技術に関する記述を強化するとともに、人間中心のAI社会原則とも整合性が取れている。
R1年度中（P）	農業分野におけるAIに関する契約ガイドライン	農水省	人間中心のAI社会原則の内容を踏まえ、農業AIサービス等の研究・開発及び利用に当たり農業者を含む関係者間の権利関係の考え方を整理するとともに、契約雛形を提示。モデル開発に協力する農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の研究・開発及び利用を促進。
R1年度中（P）	数理・データサイエンス・AI教育に関するモデルカリキュラム	文科省	数理・データサイエンス・AI教育において、習得しておくことが望ましい標準的なスキルを網羅的に示したもの。各大学の教育目的、分野の特性、個々の学生の学習歴等に応じて、適切かつ柔軟にモデルカリキュラムを活用し、全国への普及・展開を促進。
R1年度中（P）	大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育に関する認定制度	CSTI・文科省・経産省	大学・高専の卒業単位として認められる数理・データサイエンス・AI教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定する制度を構築、普及促進。
R2(P)	機械学習品質管理ガイドライン	経産省	学習データに品質が依存するなど、従来手法では十分な品質管理ができない機械学習に基づくAIシステムについて、利用状況・場面に応じて求められる品質に関するレベル設定の考え方や目標、品質管理手法等を提示。
R1.12	医療機器の特性に応じた承認制度の導入（改正薬機法第23条の2の10の2）	厚労省	継続的な改善・改良が行われる医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度を導入。